

# 令和5年第5回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和5年5月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第5回農業委員会を招集した。

## 2. 出席委員

### 【農業委員18名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一（欠席）
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

### 【農地利用最適化推進委員5名】

22番 永露 茂	27番 日野 裕子	34番 平田 美津子
35番 高良 悟	36番 重光 清士	

（※22番・27番・34番・35番は、代表推進委員。）

## 3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

## 6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	日 野 清 宝
事務吏員	渡 辺 晃
事務吏員	川 波 貴 敬
事務吏員	岩 切 範 宏

## 7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 家守 有理紗

( 開会 14:00 )

## 8. 議 事

- 議 長 ただ今より、令和5年第5回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前  
にご連絡いたします。  
審議に入ります前に、15番永井委員から欠席の連絡があつていますので、よろしくお願  
い致します。  
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名農地  
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）5名であります。  
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。  
議事録署名人に9番窪山委員、10番長野委員を指名いたします。よろしくお願  
いします。  
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約  
通知について」事務局の説明を求めます。  
事務局挙手
- 議 長 事務局。  
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明  
5ページまで21件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から21番までを一括とし、質問や意見のある  
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。  
6ページをお開きください。次に、報告第2号「農地法第3条の規定による許可の取消願  
について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手
- 議 長 事務局。  
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明  
令和5年3月定例会では、契約の種類を「売買」としていたが、今回「贈与」に変更するも  
のです。議案第3号(審議番号7番)14ページと関連するものです。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。  
それでは、報告番号1番について、質問や意見はありませんか。  
なければ、以上で、報告番号1番は終わります。  
7ページをお開き下さい。次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)につ  
いてを議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手
- 議 長 事務局。  
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。  
農業振興課挙手
- 議 長 農業振興課。

農業振興課 （家守）詳細について説明。

利用権設定届出件数は21件、設定面積3ヘクタールです。設定筆数は、24筆です。次のページに移ります。地区ごとの内訳は新規の設定は杷木地区のみとなっています。次のページをご覧ください。利用権の設定期間は、今回すべて10年間となっています。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 農業振興課の説明は終わりました。  
本件について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

10ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の15番永井委員、24番櫻木委員を指名いたします。

次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の15番永井委員、24番櫻木委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の15番永井委員、24番櫻木委員を指名いたします。

次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の14番坂田委員、33番柳委員を指名いたします。

次に審議番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひ

たします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の19番樋口委員、23番篠原委員を指名いたします。

次に審議番号6番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号6番について、担当地区委員の16番畑委員、27番日野委員を指名いたします。

審議番号1番から6番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から6番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

12ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 朗読をもって説明。17ページまで17件ございます。

ご審議方よろしくお願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

17番挙手

議 長 17番手嶋委員。

17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は規模縮小と離農ということでございます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議 長 14番坂田委員。

14番 (坂田委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は、相手方の要望です。譲渡人は結構高齢となっている。

農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

推進委員より補足説明はございませんか。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。  
14番挙手

議長 14番坂田委員。  
14番 (坂田委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は財産整理のため。譲渡人はすでに亡くなられている財産を司法書士が管理しています。譲受人は、土地、建物を買うということですが、井戸が隣接しており、畑の中に井戸があるということで、畑もついでに買うということです。今、東区に居住しております。週に3～4日来られています。子供に家も任せて、こちらに移り住む計画があります。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
35番挙手

議長 推進委員。  
推進委員 「ありません」。

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。  
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。  
9番挙手

議長 9番窪山委員。  
9番 (窪山委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は一体的に営農するために、相手方の要望ということで、話がついています。これは、先月の農業委員会であったように、新市役所に通る道路の拡張に伴い、譲渡人の土地が、少し残っていた部分を譲受人が買って、一体的に、面積を自分の方に寄せるということで、話がついたものです。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。  
審議番号5番について、私が、担当委員になっておりますので、議長を林副会長に交代します。

副会長 議長を交代しました。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。  
19番樋口委員。

19番 (樋口委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。譲受人は2件ありまして、1件が平塚の方、もう一つが春日市の

方です。春日市の方が三奈木の土地をもっています。面積的に平塚の分より多いので、私が説明してくれとなつたので説明しています。譲受人の理由は、両方とも相手方の要望で、譲渡人の理由は、平塚の方が離農、春日市の方は遠方で農地を管理できないので、農地を売買するということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

副会長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長

なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

副会長

賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

議長を樋口会長と交代致します。

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。

11番挙手

議長

11番鳥巢委員。

11番

(鳥巢委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。

権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は、主に梨の栽培経験がなく、現在貸している譲受人に譲り渡すものです。譲受人は20年以上借られて、梨の栽培をしています。譲渡人は高校を卒業して、福岡の方に行かれて、ほとんどこちらに帰って来ていない状況です。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。

11番挙手

議長

11番鳥巢委員。

11番

(鳥巢委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。これは、事務局から説明があったように、譲受人が令和5年3月10日に契約内容に「売買」で許可されましたが、「贈与」に変更するためでございます。譲渡人も同じく、令和5年3月10日に契約内容に「売買」で許可されましたが、「贈与」に変更するためでございます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。

8番挙手

議 長

8番吉松委員。

(吉松委員) 審議番号8番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は相続したが、農家ではないため。譲渡人に兄がいて、継ぐはずだったが、亡くなられて、子供さんも栽培できないということで、譲渡人が農地を引き受けていましたが、譲渡人も栽培できないということで、本家から分家していた譲受人に贈与するという状況です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。

8番挙手

議 長

8番吉松委員。

8番

(吉松委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は、相手方の要望、譲渡人は、離農というようなことで、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

議 長

審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。

8番挙手

議 長

8番吉松委員。

8番

(吉松委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は、親からの贈与、譲渡人は子への贈与。譲受人は高齢で体の調子が悪いということで、このような形になっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

議 長

審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。

次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。

8番挙手

議 長

8番吉松委員。

8番

(吉松委員) 審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地について

は、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は耕作実態に合わせた持ち分とするため、譲渡人は耕作実態に合わせた持ち分とするためということで、この物件につきましては、47年に柿山の造成が行われまして、その土地は共同の山と言いますか、その分、譲渡人の二人と、譲渡人の一人なんですが、高齢になってきたし、名義変更をしなければならぬということで、このようになっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

「農地分の持ち分がですね、契約14分の5となっており、譲渡人持ち分は2分の1となっていますが、この辺はどうような流れになっているのか」と呼ぶ者あり。

8 番

わからない。息子さんと会っていないのでわかりません。

(これは、わからないというもの、多数)

事務局

議長、事務局です。

議 長

事務局どうぞ。

事務局

(渡辺) 持ち分14分の5という表記は、全体面積の内の持ち分面積14分の5と書いてます。もともと、〇〇さんと〇〇さんが、14分の7ずつ持っていて、実際の耕作の実態に合わせて、1:6に合わせるということで、〇〇さんが14分の5渡したら、14分の7から14分の5減るので、14分の2になります。〇〇さんはもたら14分の7と、14分の5を足して、14分の12になるので、1:6になります。実態に合わせた持ち分に変えるという話でした。

議 長

もともと一つの山を開墾して、持ち主で大体で分けて、14等分に分けていたのですか。

8 番

そうらしいです。おやじと会えなかった。

6 番

(小島) 14等分というが、前の方は2分の1とか、分数が大きくなるのではないか。これはどうなるのですか。

事務局

(松尾係長) 現在は共有ということで、半分半分にしていますが、実態は、半分半分ではなくて、1:6ですよという話であり、実際1:6に合わせるためにはどうすればいいか、と考えたところで、14分の5を移せば、14分の12と14分の2となり、1:6となります。2分の1持っているということは、14分の7持っているということになります。そのうち、14分の5を渡すということになります。本来であれば、柿山の造成時に分筆する必要があったのですが、名義が一緒になったままになっている。今回、耕作している面積に応じて、持ち分を分けようという形で、この審議番号11、12、13番で、続けて同じような案件があり、整理をするという形になります。

議 長

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。

議 長

次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。

8 番挙手

議 長

8 番吉松委員。

8 番

(吉松委員) 審議番号12番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由としましては、譲受人は耕作実態に合わせた持ち分とするため、譲渡人も同じです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。



議 長 審議番号12番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。

議 長 次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。  
 8番挙手

議 長 8番吉松委員。  
 8番 (吉松委員) 審議番号13番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。譲受人は耕作実態に合わせた持ち分とするため、譲渡人も耕作実態に合わせた持ち分とするためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 審議番号13番について、質問や意見はありませんか。  
 9番 挙手

議 長 9番窪山委員。  
 9番 これは、3人で分かち合う感じになるのでしょうか。14分の5、14分の4、14分の7といったら超えてしまうのではないのでしょうか。  
 事務局挙手

議 長 事務局どうぞ。  
 事務局 (渡辺) 審議番号11番は、地番が3268番、審議番号12、13番は地番が3269番1であり、地番が違います。審議番号11番で、1筆、審議番号12、13番で、1筆での話です。  
 事務局挙手

議 長 事務局どうぞ。  
 事務局 (松尾) 審議番号12、13番は、今の所有者の〇〇さんが持ち分を渡して、残り14分の3を持つと、審議番号12番で14分の4を渡して、審議番号13番で14分の7を渡す形になります。

議 長 記載している面積の内数を渡すのでしょうか。  
 事務局 そうです。

議 長 それを言ってほしかった。  
 事務局 このような表記でしかできませんでした。  
 4番 (末石委員) 審議番号12、13番は全部〇〇さんが持つ状態になるのでしょうか。  
 議 長 事務局。  
 事務局 (川波) 全部〇〇さんに移るということではありません。実態に合わせて考えられています。  
 議 長 他に、質問や意見は、ありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。

議 長 次に、審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。  
 10番挙手

議 長 10番長野委員。  
 10番 (長野委員) 審議番号14番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は経営規模拡大、譲

渡人は耕作ができないということで、離農ということで、譲受人がもらいますということで、農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号14番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号14番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号14番は許可といたします。

議長 次の審議番号15番は申請人について農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当し、10番長野委員が関係しますので、審議が終わるまで10番長野委員は退室をお願いします。

(10番長野委員退室)

次に、審議番号15番について、担当委員の説明を求めます。36番重光推進委員。

36番挙手

議長 36番重光委員。

36番 (重光委員) 審議番号15番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は規模縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号15番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号15番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号15番は許可といたします。

審議が終わりましたので、10番長野委員の入室をお願いします。

(10番長野委員入室)

議長 次に、審議番号16番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。

10番挙手

議長 10番長野委員。

10番 (長野委員) 審議番号16番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望ということで、譲渡人は、二人で共有の土地だそうです。農業もしていないので、誰かいないかということで、譲受人の名前があがったそうです。ということで、成立したそうです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号16番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号16番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号16番は許可といたします。

次に、審議番号17番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。

16番挙手

議 長 16番畑委員。  
16番 (畑委員) 審議番号17番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人が相手方の要望、譲渡人は離農。この土地が譲受人の土地と隣接しておりまして、話がまとまったということですから。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。担当委員より、補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号17番について、質問や意見はありませんか。  
「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号17番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号17番は許可いたします。

議 長 ここで、議事の進行上、暫時休憩いたします。

15時00分まで休憩します。

14時47分休憩

15時20分再開

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。  
18ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規程による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。  
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。  
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。  
11番挙手

議 長 11番鳥巢委員。  
11番 (鳥巢委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由は、目的は植林、杉を植えるということでございます。転用の理由は、水利と通作が不便なことから、植林を行い山林として利用するものです。現場をみたところ、山に囲まれて、田んぼだけ見れば悪い田んぼではありません。でも、耕作ができるような農地ではありません。植林することがやむを得ないと本人とも話したわけです。参考事項として、杉が1000本。農地法の運用については、その他の農地に該当、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地、以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

議 長 19ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請につ

いて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長  
事務局

事務局。

(川波) 議案朗読をもって説明。20ページまで6件ございます。  
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議 長  
14番

14番坂田委員。

(坂田委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用目的及び理由としては、自己用住宅。国道322号の拡幅により、現在の住宅地が一部収用されるため、新たに自己用住宅を建設するものです。参考事項は、居宅1棟、111.63㎡。農地法の運用は、その他の農地に該当致します。322号の拡幅が続いています、西側に家を建てます。汚水は下水管につながります。雨水は自然流下と、地下を通して水路に流すそうです。農地の区分は、第2種農地。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

議 長

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長  
9番

9番窪山委員。

(窪山委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用目的は、特定建築条件付売買予定地3区画。転用理由としては、申請地は住環境がよく、需要が見込まれるため、住宅地として整備をするものです。契約は、売買。農地法の運用については、宅地化が見込まれる区域内の農地に該当。下水は、下水道が通っています。雨水については、道路の側溝に流すそうです。隣の農地に対しての水は、北側に水路を通すそうです。審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

担当委員の説明はおわりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

議 長

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長  
9番

9番窪山委員。

(窪山委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、古賀公民館の建設ということです。転用の理由は、公民館の建て替えに伴い、敷地を拡張するものです。参考事項は、第一種住居地域に該当し公民館の面積は、126.39㎡です。一体的に開発する宅地は、175.38㎡です。農地法の運用については、に用途地域が定められている農地に該当します。汚水は、下水道。雨水は、前に水路がありますので、そちらに流します。契約は、売買。審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

担当委員の説明はおわりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。

議 長 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。7番審議委員。

7番挙手

議 長 7番審議委員。

7番

(審議委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、農家住宅の敷地の拡張です。転用の理由は、現在農機具を置いている土地が、大雨時に農機具が水没するため、水没及び盗難への対策をするため、自宅横を整備するものです。契約は、売買ということです。参考事項として、トラクター2台、農業用ダンプ付運搬車1台、耕運機1台、管理機1台、乗用車1台、始末書添付になっています。農地法の運用については、10ha以上の一団の用地に該当。既存敷地612.48㎡、居宅69.97㎡、車庫24㎡、倉庫9㎡、農地法の運用については、高速道路の入り口から概ね300m以内の農地に該当します。農地区分は、第1種農地。審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

議 長 ここは、倉庫を建てないのですか。露天なのですか。

7番

はい。この後、倉庫を建てないのかと確認したら、ここは、もともと横の道より1mほど高いので、大雨の時でも、水に浸からないだろうということです。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。

12番

田中です。ちょっとおかしいと思うんですよね。盗難の対策をするものであって、どうして建物なしで、露天にするのだろうか。

7番

現地確認に行ったが、盗難のことまで頭になかった。蟠城地域というところは、大雨時にすぐ浸かる場所である。目的としては、水没のことを一番に言われ、家の横のこともあり、ついでに、盗難のことも書かれたのでしょう。私が聞いた範囲では、大雨の時の水没のことで聞いています。

議 長 1mくらいの高さで、水没はしないのですか。

7番

このあたりは、佐田川の方になるので、私たちの桂川流域よりも、29年の水害の時も、金丸地区はそんなになかったです。場所によって違うが、田んぼ付近に機械を置いていたので、それを移動して、この場所に全部持ってきます。おそらく1mあれば、大丈夫であろうと言われました。

議 長 他に質問はありませんか。将来的にも、倉庫を建てる計画は、今のところないということですか。

7番

将来的には、建てる計画があるのではないのでしょうか。

議 長 他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。

議 長 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。

13番挙手

議 長 13番中嶋委員。

13番

(中嶋委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、事業を行うため、契約は売買。参考事項は倉庫21

0㎡と駐車場です。国道386号側に面して一体的に開発するものです。審議方よろしくお願ひ致します。

議長 担当委員の説明はおわかりました。5番について、質問や意見はありませんか。

議長 事業とは何をしているのでしょうか。

7番 そこは聞いておりません。

議長 事務局。

事務局

(川波) 農地転用申請に際しまして、こちらの登記簿がついております。例えば事業の目的としまして、日用品、雑貨、食料品、電気製品、医療品の販売及び輸出入等の項目が書かれています。ちなみに、何を置かれる倉庫ですかと、申請を持ってこられた方に聞くと、電気製品を置く倉庫と聞いています。以上です。

議長 倉庫だけで、事務所はつくらないのですか。どのような感じになるのですか。

7番 本人とは、話していない。

議長 事務局。

事務局

(川波) 申請書についている図面からいくと、倉庫内に事務所スペースはないようです。事業計画書にも倉庫1棟と書いているだけである。事業所という表記はありません。

議長

一体開発する宅地とあわせて、約900㎡ある。奥の方に、210㎡の倉庫を建てる。表に駐車場3台とは、広すぎるのではないですか。

事務局

まず、申請書の計画平面図には、奥まった農地の方に倉庫。宅地の農地側に、倉庫が一部はみ出すような形で配置されます。倉庫から国道側に出入りする進入路とか、搬出の通路が書き込まれています。その端の方に、駐車場スペースとして、3台分、書き込まれているレイアウトになっています。道路と今回申請される宅地の間にブロック塀がありまして、一部出入りできるようになっていますが、利用計画図上は、国道側から出入りします。

議長

審議番号5番について、他に、質問や意見はありませんか。

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

議長 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。

10番挙手

議長

10番長野委員。

10番

(長野委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、露天駐車場。ここは飲食店で、道路の拡張によりまして、駐車場が狭くなり、隣の奥まったところを駐車場にすることということで、話がまとまったということです。それで、9台ほど車が止められることになるということ、話が進んだそうです。用途区分としては、農用地区域外ということ、農地法の運用については、その他の農地に該当するということです。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長

担当委員の説明はおわかりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

推進委員より、補足説明はありませんか。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

議長

21ページをお開き下さい。次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局  
（岩切）事務局議案朗読をもって説明  
審議番号1番及び2番については、推進機構からの買い入れになります。  
審議番号3番から5番については、推進機構への売り渡しとなります。  
以上、1番から5番までの案件につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。  
それでは、審議番号1番から5番までを一括とし、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
なければ、審議番号1番から5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし、市長へ通知いたします。  
23ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手  
議 長 事務局。  
事務局  
（川波）議案朗読をもって説明。4件ございます。  
ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。  
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。  
6番挙手  
議 長 6番小島委員。  
6番  
（小島委員）審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は、農用地区域外、第1種農地（集落接続）です。20年以上前から非住宅地課税をされておりまして、今後、ここに娘の家を建てたいそうです。娘さんは高校を卒業したぐらいですが、前もって地目変更の申請をしたいということで連絡がありました。  
ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。  
議 長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。  
13番挙手  
議 長 13番中嶋委員。  
13番  
（中嶋委員）審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況については、農用地区域外、平成8年撮影の航空写真で確認されたものです。

議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。  
議 長 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。

- 10番挙手
- 議 長 10番長野委員。  
10番 (長野委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況、現在は、河川工事等で道になっています。河川工事等々で川が広がっています。もう農地としてありませんので、そういう内容です。農用地区域外となっておりますので、審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
議 長 12番。  
12番 (田中委員) 河川敷になった場合は、私有地ですか。  
議 長 河川敷ならば、普通は違う。  
事務局 (川波) ここについては、私有地、個人の持ち物でありますので、今回、所有者からの申請となっております。皆様の審議で判断を仰ぎ、非農地判断とさせて頂いている。委員の質問の的確な答えではないが、この土地は私有地です。
- 12番 (田中委員) この土地は、国交省の土地になるのでしょうか。  
事務局 (川波) そのような話は申請者からは上がっていません。3条の申請で、同一の申請人からの案件がありました。今回、農地を譲渡するにあたって、相談があった一連の農地の一つであります。現在の状況はこのような状況でありましたので、3条申請にそぐわないということで、非農地判断としてご審議を仰いでいるところでございます。
- 議 長 他にありませんか。なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。  
議 長 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。  
16番挙手
- 議 長 16番畑委員。  
16番 (畑委員) 審議番号4番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。この土地は、この土地の前に国道386号が通っておりまして、もともと田でした。昭和の終わりに国道に歩道整備がなされ、一部買収され歩道ができました。その時に、その田んぼを埋めまして、その時点で雑種地扱いになったということでございます。40年以上の課税がなされていたそうです。申請人の父が昨年亡くなられ、申請人が遺産を見つけて調べていたら、今回、農地のままであったそうで、このままでは何もできないということで、非農地にさせてくださいと申請があがっております。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より、補足説明はございませんか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
議 長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

(会議終了時刻 15:55)